

## 地方自治の改革と今後の行政運営のあり方



## 地方自治の改革と今後の行政運営のあり方

### 第2期分権改革

2011年の通常国会で「地域主権推進一括法」が成立した。改革の主要な項目は次のとおりである。

地方財源の充実確保のために、新たな地方財政秩序を構築する。細かいことでも何でも法令で規定してきたこと。そして法令による義務づけ、枠づけの廃止・縮減、法令への条例上書き権を認める。国の出先機関の統廃合などに関連し、事務事業と権限の委譲、地方自治制度の再編成

### これからの自治体

これまでの中央集権のメリットは、統一性、公平性、国の指導力の発揮だったが。

今後は地方分権のメリットとされる、多様性、迅速性、市民との協働の方に相対的な価値を認める動きになってきた。

今後は地域主権改革法なども整備される。日本の改革方向は今後も「分権化」が進められていくことは間違いない。

自治体は立法能力を高めることなど自ら変わることをもって、分権社会に対応していくことが迫られている。

地方分権改革は自治体の自己決定領域を大幅に拡大する改革である。改革を通じて分権・分散国家をつくり、**地域で多様な公共サービスと地域づくりが行われることが目的達成を意味する。**

**それには自治体自身が自ら考え、実施し、責任を負う体制づくりを行わなければならない。自治体は大きな変革を遂げる時代に入った。**

分権化すると国が財源を保障することにもならない。必要な金も集まらない、借金しても返せないかも知れない。自ずと自治体経営は「入るを量って、出るを制する」経営原理が支配することになる。

自治体のトップに課せられる課題は、自らの理念に基づいて独自の経営を組み立て、その結果について経営責任を明確にすることである。ここでいう経営責任には、執行機関の長ないし主要課長のみでなく、もう一つの政治機関である議会及び議員の責任も含まれる。

これからの自治体は、従来のような国の下請け機関・事業官庁ではない。これからは、地域の公共戦略本部としての「政策官庁」に脱皮していかなければならない。そこで変えるべきポイントは次の4点である。

第1は首長が変わること。公選の首長は、政治家であり、経営者であり、外交官でもある。その行動は有権者との契約「マニフェスト」が規範となる。これは有権者との契約だ。これからは公約実現の請負人感覚が首長に求められる。

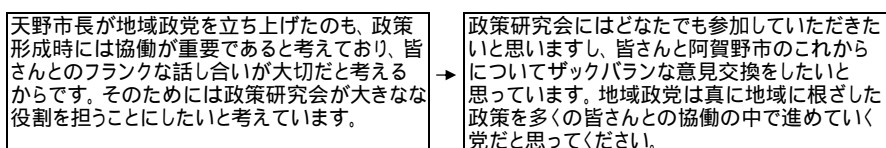
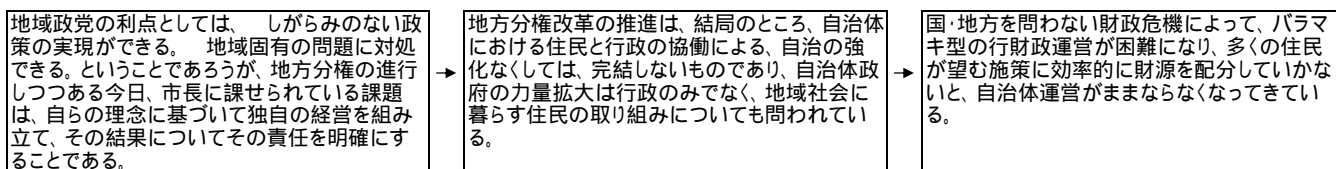
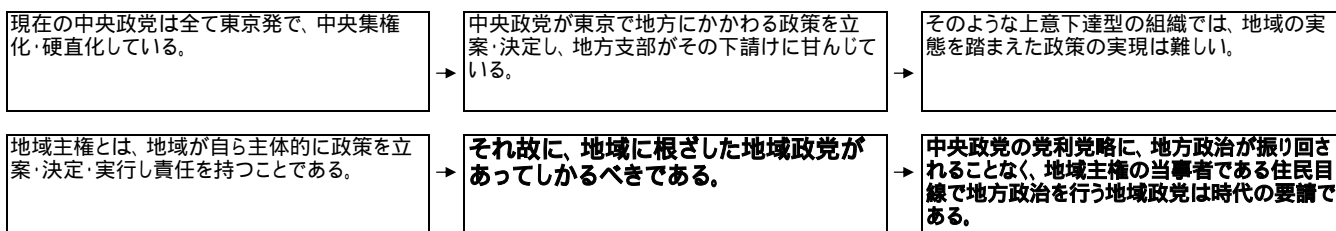
第2は議会が変わること。従来のチェック機関としての議会ではもはや限界である。分権時代の地方議会は立法機関を目指すべきである。二元代表制のもとでの議会は首長と対等な政治機関として、政策内容を総点検し、自ら条例を提案し、予算修正を試みることも大切でないか。

第3は職員が変わること。職員は首長の政策スタッフであり、プロである。地域のリーダー職が自治体職員である。自治体職員は政策の立案や執行に腕を振るう専門家でもある。これからの自治体プロには、実務能力だけでなく、課題を設定し、その解決策を立案できる政策能力が不可欠だ。それには、情報処理能力、多角的な視野で立案できる形成能力、将来ビジョンの構想力、実効性のあるリーダーシップが備わっていなければならない。

第4は住民が変わること。従来の「お任せ民主主義」、「観客民主主義」はもうダメだ。自己決定・自己責任は究極は住民自身に求められる。地域経営は他人事ではない。地域主権は「参画民主主義」を意味する。住民自身自身が決めることが望ましい領域は住民に分権化する。

## 地方自治の改革と今後の行政運営のあり方

### 地域政党の必要性



### 地域政党の必要性流れ図

